

伊豆赤十字介護医療院 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日 改訂)

伊豆赤十字介護医療院の施設サービスの提供に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名	日本赤十字社
法人所在地	東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号
電話番号	0 3 - 3 4 3 8 - 1 3 1 1
代表者職	社長
代表者名	清家 篤

2. 事業所の概要

事業所の名称	伊豆赤十字介護医療院
事業所の所在地	静岡県伊豆市小立野 1 0 0 番地の 2
電話番号	0 5 5 8 - 7 4 - 3 3 0 0
事業所番号	2 2 B 0 7 0 0 0 2 1

3. 介護医療院の目的、理念、基本方針

(1) 目的

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方に対し、施設サービス計画に基づいて、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療サービスと「生活施設」としての日常生活上の介護サービス及びリハビリテーションを提供します。

(2) 理念

尊厳ある生活を支える医療・看護・介護を目指します。

(3) 基本方針

1. 親切、丁寧、公平を基本とし、相手の立場に立つ気持ちを大切にします。
2. 入所者様ご自身の持てる力に応じた最適な生活の実現を目指します。
3. 最期までその人らしい生活が送れるよう、ご家族とともに支えます。
4. 地域の皆様のニーズに応えられる医療とケアの提供に努めます。

4. 設備の概要

定員		96名
療養室	個室	8室
	2人部屋	4室
	4人部屋	20室
機能訓練室		103.65㎡
浴室		一般浴槽 / 特殊浴槽
食堂		223.31㎡
談話室		6.78㎡
診察室兼処置室		16.32㎡
レクリエーションルーム		66.03㎡

5. 職員の体制

令和8年6月1日現在

職種	実人数	常勤・非常勤	専従・兼務
所長（伊豆赤十字病院長）	1名	常勤	兼務
医師	4名	常勤	兼務
	1名	非常勤	兼務
薬剤師	2名	非常勤	専従
看護職員	14名	常勤	専従
	5名	非常勤	専従
介護職員	21名	常勤	専従
	1名	非常勤	専従
管理栄養士	1名	常勤	専従
理学療法士	3名	常勤	兼務
介護支援専門員	1名	常勤	兼務
介護支援相談員	1名	常勤	兼務

6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	毎日 8時30分 ～ 17時00分
薬剤師	毎日 9時30分 ～ 12時00分
看護職員	日勤 8時30分 ～ 17時00分 夜勤 16時00分 ～ 9時20分
介護職員	日勤 8時30分 ～ 17時00分 夜勤 16時00分 ～ 9時20分
管理栄養士	毎日 8時30分 ～ 17時00分
理学療法士	毎日 8時30分 ～ 17時00分
介護支援専門員	毎日 8時30分 ～ 17時00分

※土日、祝日は上記と異なります

7. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

・サービス内容

種類	内容
食事	朝食7時30分／昼食11時30分／夕食17時30分 ・入所者の状態により時間が前後する事があります ・できるだけ離床して食べて頂けるよう配慮します
医療・看護・介護	・入所者の病状に合わせた医療・看護・介護を提供します ・医師による診察は必要時に適切に行います
排泄	・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います
入浴	・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います ・全介助の方でも機械浴で対応致します
機能訓練	・入所者の状態に応じて、理学療法士による入所者の心身の状態に応じた機能の回復・維持、低下を防止するための訓練を実施します

健康管理	・医師や看護職員が健康管理を行います
その他	・生活機能の低下防止のため、できる限り離床に配慮します ・清潔で快適な生活のため、適切な整容が行われるよう援助します

・サービス利用料金

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、１日あたり下記の自己負担金をお支払頂きます。

・Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅰ）

（ ）内は個室利用の場合。１単位＝１０円。自己負担割合により料金が変わります。

要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス費	786 単位 (675 単位)	883 単位 (771 単位)	1,092 単位 (981 単位)	1,181 単位 (1,069 単位)	1,261 単位 (1,149 単位)
上記サービスに係る自己負担金（１割）	786 円 (675 円)	883 円 (771 円)	1,092 円 (981 円)	1,181 円 (1,069 円)	1,261 円 (1,149 円)

※日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担金をお支払頂きます。

（２）加算・特別診療費

・加算 １単位＝１０円。自己負担割合により料金が変わります。

種類	内容	加算点数
初期加算	入所した日から起算して３０日以内の期間については、１日につき所定の単位数を算定	３０単位／日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に算定	２０単位／日

協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催している場合に算定	50 単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築し、一般的な感染症について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決め、適切な対応を行っており、一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けた場合に算定。一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けている場合に算定	(Ⅰ) 10 単位／月 (Ⅱ) 5 単位／月
外泊時費用	居宅への外泊の場合、1 月に 6 日を限度に施設サービス費に代えて算定	362 単位／日
試行的退所サービス費	退所が見込まれる入所者を居宅において試行的に退所させ居宅サービスを提供する場合、1 月に 6 日を限度に施設サービス費に代えて算定	800 単位／日
退所前訪問指導加算	入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立ち居宅を訪問し、当該入所者及び家族に退所後の療養上の指導を行った場合に算定。退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合、当該施設を訪問し、連絡調整、情報提供を行った時も同様に算定	460 単位／回
退所前連携加算	居宅介護支援事業所に対し、診療状況を文書で情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行った場合に算定	500 単位／回

退所時指導加算	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に当該入所者及び家族に、退所後の療養上の指導を行った場合に算定	400単位／回
退所後訪問指導加算	入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対し、療養上の指導を行った場合に算定。退所後に他の社会福祉施設等に入所した場合、当該施設を訪問し、連絡調整、情報提供を行った場合も同様に算定	460単位／回
退所時情報提供加算	入所者の退所後、主治の医師、社会福祉施設又は医療機関等に対し、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定	(Ⅰ) 500単位／回 (Ⅱ) 250単位／回
訪問看護指示加算	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対し、医師の指示書を発行した場合に算定	300単位／回
再入所時栄養連携加算	入院治療後の再入所時、当該者が特別食等を必要とする者であり、施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携し、当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に算定	200単位／回
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際に、主治医または医療機関等に対し、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に算定	70単位／回
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察、調査等を実施し、リスクの低い入所者に対しても問題がある場合は早期に対応し、栄養情報等を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理を実施した場合に算定	11単位／日

経口移行加算	現に経管により食事を摂取している入所者ごとに、経口による食事の摂取を進める為の経口移行計画を作成し、管理栄養士又は看護職員による支援が行われた場合に算定	28 単位／日
経口維持加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者を対象とし、経口による食事摂取を維持できた場合に算定	(Ⅰ) 400 単位／月 (Ⅱ) 100 単位／月
口腔衛生管理加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合に算定。口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し適切な口腔衛生管理を実施した場合に算定	(Ⅰ) 90 単位／月 (Ⅱ) 100 単位／月
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定	6 単位／回
緊急時施設診療費 (緊急時治療管理・特定治療)	入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定	518 単位／日 医科診療報酬点数表に定める点数
他科受診時費用	専門的な診療が必要となり他の病院・診療所を受診した場合、1月に4日を限度に施設サービス費に代えて算定	362 単位／日
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	介護を必要とする認知症の入所者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定	(Ⅰ) 3 単位／日 (Ⅱ) 4 単位／日
認知症チームケア推進加算	厚生労働大臣が定める者に対し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定	(Ⅰ) 150 単位／月 (Ⅱ) 120 単位／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した入所者に対し、サービスを行った場合に算定	200 単位／日

排泄支援加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師等が評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たり当該情報等を活用した場合に算定。医師、看護師、介護支援専門員が排泄に介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、継続して支援を実施した場合に算定	(Ⅰ) 10単位／月 (Ⅱ) 15単位／月 (Ⅲ) 20単位／月
生産性向上推進体制加算	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、見守り機器等のテクノロジーを導入の上で、ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示したデータを提供した場合に算定。業務改善の取組による成果が確認された上、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合に算定	(Ⅰ) 100単位／月 (Ⅱ) 10単位／月
自立支援促進加算	医師の関与の下、定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、介護支援専門員らが適切なケアを目的とする計画を作成し、当該計画を実施した場合に算定	280単位／月
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の情報、服薬情報その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定	(Ⅰ) 40単位／月 (Ⅱ) 60単位／月

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合に算定	22単位／日
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合している施設が、入所者にサービスを行った場合に算定	総単位数× 5.8%

・特別診療費

種類	内容	加算点数
感染対策指導管理	施設全体で常時感染対策を行っている場合に算定	6単位／日
新興感染症等施設療養費	入所者が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に算定	240単位／日
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)(Ⅱ)	「障害高齢者の日常生活自立度」ランクB以上の入所者に対し、常時褥瘡対策を行っている場合に算定。褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合に算定	(Ⅰ)6単位／日 (Ⅱ)10単位／日
初期入所診療管理	入所に際して医師が必要な診療、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に算定	250単位／日
重症皮膚潰瘍管理指導	重症皮膚潰瘍を有している入所者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な指導を行った場合に算定	18単位／日

薬剤管理指導	入所者に対し投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に算定	350 単位／回
	薬剤情報等を提出し、薬物療法の適切な実施のために、当該情報を活用した場合に算定	20 単位／月
	疼痛緩和のために特別な薬剤の投薬等が行われている入所者に対し、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定	50 単位／回
医学情報提供 (Ⅰ)(Ⅱ)	診療所又は病院に診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に算定	(Ⅰ) 220 単位／回 (Ⅱ) 290 単位／回
理学療法 (Ⅰ) (Ⅱ)	入所者に対し、個別に理学療法を行った場合に算定	(Ⅰ) 123 単位／回 (Ⅱ) 73 単位／回
摂食機能療法	摂食障害を有する入所者に対し、摂食機能療法を行った場合に算定	208 単位／日
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が協働し、リハビリテーション実施計画書を作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理する。計画の内容等を厚生労働省に提出し、当該情報を適切なリハビリテーションの実施のために活用した場合に算定	33 単位／月
短期集中リハビリテーション	入所した日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定	240 単位／日
認知症短期集中リハビリテーション	認知症である入所者に対し、入所した日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定	240 単位／日

※当施設は難病法第14条第1項に規定する指定医療機関です。特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は医療費助成の対象となります。

※当施設は生活保護法第54条の2第1項に規定する指定介護機関です。

(3) 介護保険給付対象外のサービス

・以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

種類	内容	利用金額
特別な療養室	個室をご用意します	1, 100円／日
居住費	世帯の所得に応じて減免があります	多床室 697円／日
	(入院や外泊時に居室を確保しておく場合は多床室の居住費の負担が生じます。なお7日目以降は負担段階による減免は適応されません)	個室1, 820円／日
食費	世帯の所得に応じて減免があります	1, 980円／日
理美容代	理容師の出張による理髪サービスをご利用頂けます	2, 200円／回
洗濯代	ご家族によるお洗濯が困難な場合にご利用頂けます	470円／回
福祉用具借用料	外出・外泊時に車椅子その他の福祉用具をお貸しします	150円／日
教養娯楽費	行事やレクリエーション実施時の材料費です	100円／日
予防接種	インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等です	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額又は実費
その他	死後処置	22,000円
	ペースメーカーの除去等を含む複雑な処置	33,000円

※介護保険施設に入所した場合、介護サービス費の1割、2割または3割のほか、居住費、食費の全額が入所者の負担になります。ただし、一定の支給要件に該当する場合、それらの費用が軽減される場合があります。市町村窓口に申請後、対象となった場合「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

・利用者負担段階

負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
第 1 段階	生活保護受給者		要件なし
	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		1000 万円以下 (2000 万円)
第 2 段階	世帯全員 市町村民 税非課税	住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80.9 万円以下の方	650 万円以下 (1,650 万円)
第 3 段階 ①		住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の方	550 万円以下 (1,550 万円)
第 3 段階 ②		住民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 120 万円超の方	500 万円以下 (1,500 万円)

・ 1 日当たりの負担限度額

利用者負担段階	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第 1 段階	550 円	0 円	300 円
第 2 段階	550 円	430 円	390 円
第 3 段階①	1,370 円	430 円	680 円
第 3 段階②	1,470 円	530 円	1,420 円

8. 利用料金の支払い

利用料金は 1 ヶ月毎に請求します。当月の利用料金の請求書を翌月 10 日頃に郵送しますので、原則、口座引き落としでお支払いください。引き落とし日は請求書内に記載します。なお、退所時の精算は行っておりません。

保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（10 割）を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村窓口に提出すると、払い戻しを受ける事ができます。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	伊豆赤十字病院
所在地	静岡県伊豆市小立野 100 番地
診療課	内科、外科、整形外科、泌尿器科、婦人科、精神科、小児科
医療機関の名称	アヒルデンタルクリニック
所在地	静岡県伊東市広野 1-3-26 広野 MC ビル 2 階
診療課	訪問歯科、一般歯科、予防歯科

10. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午前 9 時～午後 6 時（感染症の流行などに応じて変更があります）
外出、外泊	外出、外泊される場合は、事前に身元引受人からお申し出下さい
居室、設備、器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい
喫煙	施設内及び駐車場は禁煙です
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います
金銭、貴重品の管理	金銭、貴重品の持ち込みは、原則お断りします
食品の管理	食べ物の持ち込みは、原則お断りします
所持品の管理	必要以上の物品の持ち込みはお断りします 持ち込まれた物品に関しては、見える場所にお名前の記入をお願いします

11. 事故発生時の対応

施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族等に連絡を行うとともに施設内規定に基づき誠実に対応させていただきます。必要に応じて伊豆市などの行政機関にも通知します。

1 2. 虐待の防止について

当施設におきましては、入所者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

責任者職・氏名	所長 吉田 剛
---------	---------

(2) 成年後見制度の利用支援を行っています。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対して、人権の擁護、及び虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 3. 身体拘束について

当施設におきましては、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人、又はほかの入所者や家族等に・職員などの生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるとき（具体的には下表すべての要件を満たすとき）には、入所者に説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内において身体拘束を行うことがあります。

この場合には、身体拘束を行った日時・理由、及び態様について記録し、短期間で拘束を解除できるよう、担当の職員間で検討を行います。

ただし、緊急を要する場合は、ご家族への連絡が事後報告となりますのでご了承ください。

1. 切迫性	直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他の人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる。
2. 非代替性	身体拘束以外に入所者本人又は他の人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防ぐことができない。
3. 一時性	身体拘束が一時的なものであり、入所者本人又は他の人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合には、すぐに身体拘束を解除すること。

1 4. 災害対策

施設では消防計画に則り、入所者も参加した防災訓練を年2回実施しています。防火設備として防火扉、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知器、非常通報装置、非常警報設備、誘導灯、漏電火災警報器を設置しています。また非常時に備え、食料、飲料水等の備蓄を行っています。

1 5. 苦情相談

- (1) 施設が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも苦情を申し立てる事ができます。苦情を申し立てた事により一切の差別待遇をしません。

苦情相談窓口	担当者 日下 大輔（介護支援専門員）
	時間 午前8時30分～午後5時
	電話番号 0558-74-3300

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

事業所外苦情相談窓口	市町村	入所者の住民票のある市長担当窓口
	国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口
		電話番号 054-253-5590

1 6. 個人情報の管理

施設及び施設の職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た入所者及び身元引受人に関する秘密・個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、秘密・個人情報は別紙にて同意を頂いた上、適切に取り扱います。

介護医療院サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地 静岡県伊豆市小立野 1 0 0 - 2

事業所名称 伊豆赤十字介護医療院

管理者名

所長 吉田 剛

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護医療院サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入所者氏名 _____

身元引受人（続柄） _____（ ）

代筆者

☐ 身元引受人に同じ

氏名（続柄） _____（ ）